「地域連携推進会議」の実施について

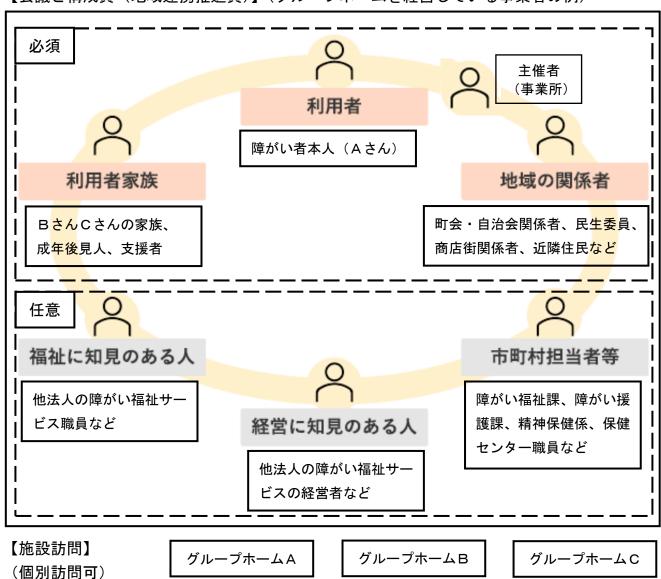
1 主な目的

- (1) 利用者と地域との関係づくり
- (2) 地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進
- (3) 施設等やサービスの透明性・質の確保
- (4) 利用者の権利擁護

2 実施内容

- (1)会議:事業所単位で毎年1回以上、地域連携推進員(下図参照)5名程度
- (2) 施設訪問:施設(ユニット)単位で毎年1回以上 ※地域連携推進員が個別訪問可

【会議と構成員(地域連携推進員)】(グループホームを経営している事業者の例)



3 その他

- (1)会議開催後に事業者ホームページや事業者の広報誌などで議事録の公表が必要
- (2) 福祉サービス第三者評価を受けている年は、「地域連携推進会議」の実施は不要